

御蔵島村技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 21 年 1 月

1 現状

御蔵島村における給与制度については、原則として国家公務員の給与制度に準拠し、これまでも適正化に努めてきたところであります。

(1) 技能労務職の職員数・平均年齢・平均給与月額（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	技能労務職		
	職員数	平均年齢	平均給料月額
御蔵島村	5 名	41.1 歳	242,000

※平均給与月額とは、給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計であり、期末・勤勉手当は含まない。

(2) 年齢別職員数（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	24 歳 未満	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳
御蔵島村		1 人		1 人			2 人			1 人

(3) その他技能労務職員の給与に関する事項

① 給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)の 1～3 級を採用しています。
職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

② 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、技能労務職員に支給されている手当の主な内容は、次のとおりです。

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

手当の名称	手当の内容（月額）	国制度との異同	
扶養手当	配偶者	13,000 円	同
	配偶者以外の親族	6,500 円	
	配偶者なしの場合の親族 1 人目	11,000 円	
住居手当	借家の限度額	27,000 円	同
	持ち家 5 年目まで	2,500 円	

③ 昇給基準

昇給基準については、昇給月を毎年 4 月と定め、それぞれの前 1 年間の勤務実績・勤務評価等に応じて昇給を実施しております。

2 基本的な考え方及び具体的な取組内容

今後の、御蔵島村における技能労務職員等の給与制度については、従来と同様に、原則として国家公務員の給与制度に準拠し、適正化に努めてまいります。

また、技能労務職員（発電職員・学校給食調理員）の採用については、島内業者が存在しないなどの現状を踏まえつつ、外部委託の可能性を検討し、必要に応じ欠員補充とします。